



農業委員会だより

個人や法人の方が、農地を耕作する目的で売買、贈与、貸借する場合には、農業委員会の許可を受ける方法（農地法）と、町が定める「農用地利用集積計画」により権利を設定・移転する方法（農業経営基盤強化促進法（以下「基盤強化法」という。））があります。

農地法第3条許可

耕作目的で農地を売買、贈与、貸借する場合には、次の許可基準を満たし、農業委員会の農地法第3条許可を受ける必要があります。この許可を受けないでした行為は無効です。

また、農地法に基づき農業委員会の許可を受けて農地の賃貸借を行う場合は、契約期限が到来しても両者による解約の合意がない限り、原則賃貸借は解約されません。（法定更新）

▼許可基準

○今回の申請農地を含め、所有農地または借入農地のすべてを効率的に耕作すること（全部効率利用要件）

○申請者または世帯員等が農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）

○今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること（下限面積

要件）※那須町農業委員会では、管内の下限面積を30アールに定めています。

○今回の申請農地の周辺の農地に影響を与えないこと（地域との調和要件）

▼申請書添付書類

①土地の登記事項証明書
②公図の写しまたは土地の位置の特定ができる図面

③位置図（2万5千分の1程度）
④周辺見取図（住宅地図等）

※町外に住所がある方や、新規就農の方、後継者へ経営移譲する方、農地所有適格法人が権利を取得する場合は、これ以外にも必要な書類がありますので、農業委員会事務局までお問い合わせください。

農地を相続したら

相続（遺産分割、包括遺贈および相続人に対する特定遺贈を含む。）により農地を取得した場合は、農業委員会に「農地法第3条の3」の規定に基づく届出をしてください。

詳しくはお問い合わせください。

▼問合せ 農業委員会事務局
☎ 6925

基盤強化法による農用地利用集積計画

農用地利用集積計画は、基盤

強化法の利用権設定等促進事業において、町が基本構想に基づき、農地の利用関係の調整結果を取りまとめ作成する計画です。農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的としています。

農用地利用集積計画を公告することにより、農地法の許可を受けることなく、計画の定めるところにより利用権が設定・移転、所有権が移転されます。利用権設定等に係る当事者間での契約締結行為は必要ありません。

また、農用地利用集積計画によって設定された貸借権は、その存続期間が満了すると自動的に終了し、農地は確実に返還されます。

なお、農地の貸し手と借り手が引き続き賃貸借を希望する場合は、町が再度、農用地利用集積計画を作成・公告することに より再設定することができます。

▼一般要件

○計画の内容が町の基本構想に適合すること。

○利用権の設定を受ける者（借り手）が、農地のすべてを効率的に耕作し、農作業に常時従事すること。

▼問合せ 那須町農業公社
☎ 5545

農地法に関する申請締切日 および農業委員会総会の予定

申込締切日	→	総会日
5月31日	→	6月20日
6月29日	→	7月20日
7月31日	→	8月21日

※農業委員会の総会で審議される申請書等には、受付の締切日があります。申請される方は申請書およびその内容について、事前に農業委員会にご相談ください。

国が支える。安心が大きくなる。老後の備えは「農業者年金」で安心！

お問い合わせは、農業委員会事務局・JAなすの各支店にお尋ねください。

那須町農業委員会事務局 72-6925
那須野農業協同組合
那須支店 72-6111
高久支店 64-1122
伊王野出張所 75-0004